

大 船 渡 市 職 員 懲 戒 処 分 の 指 針

平成15年9月24日制定

平成16年3月1日一部改正

平成17年10月1日一部改正

平成28年11月1日一部改正

平成31年4月4日一部改正

令和2年4月1日一部改正

近年、公務員の不祥事に対する社会一般の見方がより厳しくなっていることと、飲酒運転等に係る罰則等が強化されたことを踏まえ、これらの行為に対する懲戒処分がより一層厳正に行われるよう求められているところである。

このことから、市長が懲戒処分に付すべきと判断した地方公務員法第29条、大船渡市職員倫理条例及び同規則並びに大船渡市内部通報取扱要綱に規定する事案について、処分量定の決定に供することを目的として、懲戒処分の指針をここに定める。

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
 - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に斟酌すべきものがあると認められるとき
- がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ、大船渡市職員懲戒審査会において判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
(1) 欠勤				
ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員			○	○
イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員		○	○	
ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	○	○		
(2) 遅刻・早退				
勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員				○
(3) 休暇の虚偽申請				
病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員			○	○
(4) 勤務態度不良				
勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員			○	○
(5) 職場内秩序を乱す行為				
ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員		○	○	
イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員			○	○
(6) 虚偽報告				
事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員			○	○
(7) 秘密漏えい				
ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	○	○		
この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員	○			
イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員		○	○	○
(8) 収賄				
職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員	○			
(9) 個人の秘密情報の目的外収集				
その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員			○	○
(10) 公用車の不正利用				
公用車を公務目的外に不正に利用した職員				○
(11) 政治的行為				

地方公務員法第36条の規定に抵触する政治的行為をした職員			○	○
(12) 兼業の承認等を得る手続のけ怠				
営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員			○	○
(13) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）				
ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員	○	○		
イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員		○	○	
この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	○	○		
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員			○	○
(14) パワー・ハラスメント				
職務上の指導の範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動（過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定）を継続的に繰り返した職員			○	○
(15) 内部通報				
ア 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的で内部通報に係る相談又は通報をした職員			○	○
イ 通報者に対して不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った職員			○	○
ウ 通報処理業務に携わる職員が正当な理由なく通報者等の秘密及び個人情報その他の相談若しくは通報において知り得た情報を漏らしたとき又は通報者等の探索をしたとき		○	○	○
エ 通報処理業務に携わる職員が正当な理由なく通報者等の秘密及び個人情報その他の相談若しくは通報において知り得た情報を目的外に利用したとき		○	○	○

注)

(10)の公用車の不正利用に関する処分に際しては、利用に至る事情、悪質性等を考慮し、訓告を含めて判断するものとする。

(13)(14)のハラスメントに関する処分に際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考

慮のうえ判断するものとする。

(15) の内部通報に係る通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。(大船渡市内部通報取扱要綱第15)

2 公務員倫理関係

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
ア 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けた職員	○	○	○	○
イ 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けた職員			○	○
ウ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けた職員		○	○	
エ 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた職員	○	○	○	○
オ 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けた職員		○	○	
カ 利害関係者から供応接待を受けた職員			○	○
キ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをした職員			○	○
ク 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をした職員				○
ケ 利害関係者をして、第三者に対シアからクの各号に掲げる行為をさせた職員	○	○	○	○
コ 事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた職員			○	○
サ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせた職員	○	○	○	
シ 大船渡市職員倫理規則で規定する届出書又は報告書の提出を怠った職員				○
ス 大船渡市職員倫理規則で規定する届出書又は報告書に虚偽の記載をした職員			○	○

3 公金官物取扱い関係

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
(1) 横領				
公金又は官物を横領した職員	○			
(2) 窃取				

公金又は官物を窃取した職員	○			
(3) 詐欺				
人を欺いて公金又は官物を交付させた職員	○			
(4) 紛失				
公金又は官物を紛失した職員				○
(5) 盗難				
重大な過失により公金又は官物の盗難に遭った職員				○
(6) 官物損壊				
故意に職場において官物を損壊した職員			○	○
(7) 出火				
過失により職場において官物の出火を引き起こした職員				○
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給				
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員			○	○
(9) 公金官物処理不適正				
自己保管中の公金の流用等公金又は官物の不適正な処理をした職員			○	○
(10) コンピュータの不適正使用				
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員			○	○

4 公務外非行関係

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
(1) 放火				
放火をした職員	○			
(2) 殺人				
人を殺した職員	○			
(3) 傷害				
人の身体を傷害した職員		○	○	
(4) 暴行・けんか				
暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったとき			○	○
(5) 器物損壊				
故意に他人の物を損壊した職員			○	○
(6) 横領				
ア 自己の占有する他人の物を横領した職員	○	○		
イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員			○	○

(7) 窃盗・強盗				
ア 他人の財物を窃取した職員	○	○		
イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	○			
(8) 詐欺・恐喝				
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	○	○		
(9) 賭博				
ア 賭博をした職員			○	○
イ 常習として賭博をした職員		○		
(10) 麻薬等の所持等				
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員	○			
(11) 酩酊による粗野な言動等				
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員			○	○
(12) 淫行				
18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員	○	○		
(13) 痴漢行為				
公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員		○	○	
(14) 盗撮行為				
公共の場所又は乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員		○	○	

5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
(1) 飲酒運転				
ア 酒酔い運転をした職員	○	○		
この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	○			
イ 酒気帯び運転をした職員	○	○	○	
この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	○	○		
事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	○			
ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らながら当該職	○	○	○	○

員が運転する車両に同乗した職員 (飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮)				
(2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)				
ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	○	○	○	
この場合において措置義務違反をした職員	○	○		
イ 人に傷害を負わせた職員			○	○
この場合において措置義務違反をした職員		○	○	
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反				
著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員		○	○	○
この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員		○	○	

6 監督責任関係

事 由 ・ 態 様 等	免職	停職	減給	戒告
(1) 指導監督不適正				
部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員			○	○
(2) 非行の隠ぺい、黙認				
部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員		○	○	